

奈良市安全安心まちづくり条例

平成 20 年 3 月 28 日

条例第 16 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 9 条)

第 2 章 自主防犯活動の促進(第 10 条—第 12 条)

第 3 章 防犯力の高いまちづくり(第 13 条—第 17 条)

第 4 章 児童等の安全の確保(第 18 条—第 21 条)

第 5 章 交通事故の防止(第 22 条—第 24 条)

第 6 章 公共の場所等におけるマナー等の遵守(第 25 条)

附則

奈良市は、1300 年の歴史と多数の歴史的文化遺産とを有し、多くの観光客が訪れる国際文化観光都市である。この世界に誇る歴史的文化遺産は、先人によって築き守られてきた環境の下、その歴史を刻んできたものであり、私たち奈良市民は、先人から受け継いだ良好な環境を守り、次の世代に引き継いでいく責務を有している。

この良好な環境は、人々が互いに思いやり、支え合い、助け合う地域社会の存在そのものが基盤となり形成されてきたものである。しかしながら、近年、少子・高齢化、核家族化といった生活様式の変化や価値観の多様化に伴い、地域社会における人と人、人と地域とのつながりが希薄になり、その結果、犯罪や交通事故、さらには迷惑行為による住民間のトラブルなどによって、この良好で快適な社会環境を持続することの困難さが懸念される場所である。

この傾向に対処するため、市、関係機関・団体などが、それぞれの立場で安全・安心で快適なまちづくりを図っているところであるが、これらの活動をより効果的なものとするためには、すべての市民が自主防犯意識を高め、社会規範や社会の一員としてのルールを遵守し、人と人、人と地域とのつながりを強めるとともに、市、市民、自治会、事業者などが連携・協働して取組を推進することが重要である。

ここに、私たちは、市民にとっても、本市を訪れる人にとっても、安全・安心が実感できる地域社会を実現するとともに、先人によって築き守られてきた良好で快適な環境を将来に引き継ぐことを決意し、この条例を定める。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、安全・安心で快適なまちづくりに関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、自治会等及び事業者の役割を明らかにするとともに、安全・安心で快

適なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、すべての市民が安全で安心して快適に生活することができる奈良市を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (2) 児童等 幼児、児童及び生徒をいう。
- (3) 自治会等 自治会その他の地域的な活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 関係機関 市の区域を管轄する警察機関及び市内において防犯又は交通安全に関する活動を行う団体をいう。
- (6) 自主防犯活動 市民、自治会等及び事業者が自主的に行う防犯に関する活動をいう。
- (7) 自主防犯団体 自主防犯活動を行うことを目的として結成された団体をいう。

(基本理念)

第3条 安全・安心で快適なまちづくりは、市民の自らの安全は自ら守り、地域の安全は地域で守るという自主防犯意識を高めるとともに、社会の規範及び社会の一員としてのマナーを遵守する意識を醸成することにより、市民が互いに思いやり、支え合う良好な地域社会を形成することが不可欠であるとの認識の下に行われなければならない。

2 安全・安心で快適なまちづくりは、基本的人権を尊重し、市、市民、自治会等及び事業者が、互いに協働して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める安全・安心で快適なまちづくりに関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民、自治会等及び事業者と協働して、安全・安心で快適なまちづくりに関する施策を総合的に推進しなければならない。

- 2 市は、安全・安心で快適なまちづくりに関する施策を実施するに当たっては、県及び警察との連絡調整を緊密に行わなければならない。
- 3 市は、安全・安心で快適なまちづくりに関する市民、自治会等及び事業者の関心及び理解を高めるため、必要な広報活動及び啓発活動を行わなければならない。
- 4 市は、安全の確保上特に配慮を要する児童等、高齢者及び障がい者が犯罪及び交通事故に遭うことのないよう配慮した安全・安心で快適なまちづくりを推進しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、安全・安心で快適なまちづくりを推進するための活動を自主的に行い、地域社会の一員として、人々が互いに助け合い、支え合う良好な地域社会の形成に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する安全・安心で快適なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自治会等の役割)

第6条 自治会等は、基本理念にのっとり、地域の防犯力を高めるための核となるべき存在であることを認識し、市、市民及び事業者と連携して、安全・安心で快適なまちづくりに関する自主的な活動を推進するよう努めるものとする。

2 自治会等は、市が実施する安全・安心で快適なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、地域活動に参加するよう努めるとともに、市、市民及び自治会等と連携し、安全・安心で快適なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、自らが所有し、又は管理する施設を適正に管理するとともに、その事業活動を行うに当たっては、安全・安心で快適なまちづくりのため、自主的に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する安全・安心で快適なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第8条 市長は、安全・安心で快適なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定するものとし、必要に応じ、適切な見直しを行うものとする。

2 市長は、前項の基本計画を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(推進体制の整備)

第9条 市は、安全・安心で快適なまちづくりを推進するため、市、市民、自治会等及び事業者が地域安全に関する情報を共有し、協働することができる体制を整備するものとする。

第2章 自主防犯活動の促進

(自主防犯活動の促進)

第10条 市民、自治会等及び事業者は、地域の安全を守るため、協働して自主防犯活動に取り組むよう努めるものとする。

(自主防犯団体に対する支援)

第11条 市は、自主防犯団体の活動が継続的かつ効果的に行われるよう、当該団体に対し、地域安全に関する情報の提供、自主防犯活動に関する助言その他必要な支援を行うものとする。

(自主防犯活動の日)

第12条 市は、市民の安全・安心で快適なまちづくりに関する意識の高揚を図り、市民参加による自主防犯活動の取組を推進するため、奈良市自主防犯活動の日を設け、自主防犯活動の推進に関する事業を行うものとする。

第3章 防犯力の高いまちづくり

(防犯意識の高揚)

第13条 市民及び事業者は、犯罪の被害に遭わないために、自ら防犯の意識を高めるよう努めるものとする。

2 市は、防犯力の高いまちづくりを推進するため、関係機関と連携して情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(公共施設の整備)

第14条 市は、道路、公園、自動車駐車場、自転車駐車場等の公共施設の整備及び管理に当たっては、防犯に配慮した構造及び設備とするよう努めるものとする。

(防犯力の高い住宅の促進)

第15条 市は、住宅を建築する市民及び事業者に対して、防犯に配慮した構造及び設備に関する情報の提供及び啓発活動を行うものとする。

(商業施設等の整備)

第16条 商業施設及び宿泊施設を設置し、所有し、又は管理する者は、防犯に配慮した構造及び設備とするよう努めるものとする。

(空き地空き家の管理)

第17条 現に使用していない土地若しくは建物を所有し、占有し、又は管理する者は、防犯に配慮した適正な管理を行うよう努めるものとする。

第4章 児童等の安全の確保

(学校等の安全確保)

第18条 [学校教育法\(昭和22年法律第26号\)第1条](#)に規定する学校(大学を除く。)及び[児童福祉法\(昭和22年法律第164号\)第7条第1項](#)に規定する児童福祉施設(以下「学校等」という。)を設置し、又は管理する者は、学校等における児童等の安全を確保するよう努めるものとする。

(通学路等の安全確保)

第19条 児童等が通学、通園又は日常生活において利用する道路、公園等(以下「通学路等」という。)を設置し、又は管理する者は、児童等の安全を確保するため、通学路等の環境の整備に努めるものとする。

(児童等に対する安全教育)

第20条 市は、児童等が犯罪及び交通事故の被害に遭わないよう、児童等が通学又は通園する学校等の教職員及び児童等に対して、安全に関する教育を実施するものとする。

(児童等の有害環境からの保護)

第21条 市、市民、自治会等及び事業者は、児童等の健全な成長を妨げるおそれのある社会環境から児童等を保護するように努めるものとする。

第5章 交通事故の防止

(交通安全意識の高揚)

第22条 市民及び事業者は、自ら交通安全に関する意識を高め、交通事故を防止するよう努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者の交通安全に関する意識を高めるため、関係機関と連携して情報の提供その他必要な措置を講じるものとする。

(道路環境の整備)

第23条 道路を設置し、又は管理する者は、交通事故を防止するため、道路環境の整備に努めるものとする。

(交通事故の防止)

第24条 自動車及び原動機付自転車(以下「自動車等」という。)の運転者は、譲り合いの精神をもって安全運転に努めるものとする。

2 自転車の運転者は、自転車が歩行者に危害を及ぼすおそれがあることを認識し、譲り合いの精神をもって安全運転に努めるものとする。

3 歩行者は、道路を通行するに当たっては、交通の危険を生じさせないように努めるものとする。

第6章 公共の場所等におけるマナー等の遵守

(マナー等の遵守)

第25条 市民は、安全・安心で快適なまちづくりを推進するため、他人に迷惑をかけることのないよう、社会の規範及び社会の一員としてのマナーを遵守するものとする。

2 市民は、他人に迷惑をかけないため、次に掲げる行為をしないようにするものとする。

(1) 一般の通行又は市民の日常生活に支障を及ぼすような方法で道路に自動車等を駐車すること。

(2) 公園、広場、道路、河川その他の公共の場所(以下「公共の場所」という。)及び他人の土地に自動車等又は自転車を放置すること。

(3) 許可なく公共の場所に工作物、物件又は施設を設けて占用すること。

(4) 空き缶等のごみを公共の場所又は他人の土地に捨てること。

(5) 他人に危害又は迷惑を及ぼすような方法で愛^{がん}玩動物を飼育すること。

(6) 公共施設及び他人の建物その他の工作物に落書きをすること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年4月1日から施行する。

(奈良市安全で住みよいまちづくりに関する条例の廃止)

2 奈良市安全で住みよいまちづくりに関する条例(平成9年奈良市条例第 30 号)は、
廃止する。